

議案第70号

長久手市田園バレー交流施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和6年11月28日提出

長久手市長 佐藤有美

- 1 施設名
長久手市田園バレー交流施設
- 2 指定管理者となる団体
名古屋市中区栄二丁目3番1号
中日本エクシス株式会社
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

説 明

この案を提出するのは、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、長久手市田園バレー交流施設の指定管理者を指定するため必要があるからである。

議案の概要

1 指定の理由

中日本エクシス株式会社については、長久手市指定管理者選定委員会における審査の結果を踏まえ、長久手市田園バレー交流施設の指定管理者として条例で定める基準を満たし、適当と認められます。

2 指定の内容

(1) 施設名

長久手市田園バレー交流施設

(2) 指定管理者となる団体

名古屋市中区栄二丁目3番1号

中日本エクシス株式会社

(3) 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3 今後の影響

特にありません。